

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成29年8月16日 00時05分ごろ
発生場所	大分県佐伯市有明漁港 竹ヶ島灯台から真方位169° 2.1海里付近 (概位 北緯32° 57.0′ 東経131° 59.4′)
事故の概要	プレジャーボート ^{エヌ} NO368新戎丸は、北北東進中、推進器が養殖いけすから伸びているロープに絡まって停止し、同乗者1人が転倒して負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月4日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート NO368新戎丸、7.3トン OT2-5070（漁船登録番号）、個人所有 第294-25502号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定 同乗者A
負傷者	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか7人を乗せ、法定灯火を表示して有明漁港鮪浦地区の定係地を出港し、同漁港北東部の切ノ鼻西方沖に向けて約9ノットの対地速力で手動操舵により北北東進した。</p> <p>本船は、船長が、目視のみで周囲の見張りを行いながら航行していたところ、養殖いけすの設置区画内に進入し、推進器が「養殖いけす（四角枠の小割養殖いけす）から東方に伸びているロープ」（以下「張りロープ」という。）に絡まって急停止し、船尾甲板に居た同乗者Aが転倒して負傷した。</p> <p>船長は、携帯電話で知人に救助を依頼し、来援した知人の船により同乗者全員と共に定係地に移送された。</p> <p>同乗者Aは、救急車で病院に搬送されて右膝MCL付着部剥離骨折及び左肩打撲傷と診断された。</p> <p>船長は、航行予定海域の養殖いけす及び張りロープの設置状況を知っていたので、本事故当時、同いけすの設置区画の西方沖を航行する予定であったが、周囲が暗く、同いけす及び張りロープを視認することができなかった。</p>

	<p>養殖いけすの四角枠南端には、標識灯（灯質：黄色単閃光）が設置されており、本事故当時も点灯していた。</p> <p>船長は、本事故当時、養殖いけすに設置された標識灯の灯光を見た覚えがなかった。</p>
分析	<p>本船は、有明漁港を北北東進中、養殖いけすの設置区画内に進入し、推進器が張りロープに絡まって停止したことから、同乗者Aが転倒して負傷したものと考えられる。</p> <p>本船は、周囲が暗く、養殖いけす及び張りロープを視認することができない状況下、船長が養殖いけすの四角枠南端に設置された標識灯の灯光に気付かずに航行したことから、養殖いけすの設置区画内に進入した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、有明漁港を北北東進中、養殖いけすの設置区画内に進入し、推進器が張りロープに絡まって停止したため、同乗者Aが転倒したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖施設等には、むやみに近づかないこと。 ・ 夜間、やむを得ず、養殖施設等に近づく場合には、標識灯の灯光の早期発見に努めること。